

## 住居確保給付金 チェックリスト 1

該当 

## 住居確保給付金制度の対象となる方の基本的な条件

次のいずれかに該当すること

- |   |   |                          |
|---|---|--------------------------|
| 1 | 離職、自営業の廃業から 2 年以内の方で、就労能力及び意欲があり、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方。<br>※医師から一切の就業を認められていない方は対象外です。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症の影響など、自身の責任や都合によらないことが原因で、離職や廃業と同程度の収入状況に陥った方。                                | <input type="checkbox"/> |

## 住居確保給付金を申請できる方の条件

次の1～6、外国籍の方は1～7すべてに該当すること

- |   |   |                          |
|---|---|--------------------------|
| 1 | 離職等の日まで世帯の生計を中心的に維持していた(世帯の「生計中心者」)<br>※ 離職等の日まで世帯の中で最も収入が多かった人を指します。<br>※ 必ずしも世帯主とは限りません。  | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 同居の家族等も含め、職業訓練給付金を受けていない。   | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 生活保護受給中、もしくは申請中ではない。  | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 住居の確保に関するその他の給付金を受けていない。  | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 過去に住居確保給付金を受けていない。<br>※ 今回の離職理由が「会社都合」による離職の場合を除きます。  | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 賃貸借物件に居住しており、借地借家法に基づく賃貸借契約を貸主等と個別に行っている。<br>※ルームシェアなど、貸主等と 1 対 1 で個別に賃貸借契約がされていない場合は対象外となります。<br>※定期建物賃貸借契約を締結している場合も給付金支給の対象となりますが、契約期間満了による退去と同時に給付金の支給が中止となります。<br>※社宅、社員寮などは、借地借家法に基づく賃貸借契約ではない可能性があります。契約書を確認し、会社にもご確認、ご相談ください。<br>※持ち家(集合住宅を含む)の住宅ローン、借地代は対象外です。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 外国籍の方は、 <b>在留期間内</b> の在留カードを持っており、 <b>就労により収入を得ることを認められている</b> 。 ※在留期限更新申請中の場合、その旨が確認できること。   | <input type="checkbox"/> |

## 収入要件及び資産要件

収入要件及び資産要件を満たすこと (すべてに該当すること)

- |   |                                |                          |
|---|--------------------------------|--------------------------|
| 1 | 「住居確保給付金チェックリスト 2」により、収入要件を満たす | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 「住居確保給付金チェックリスト 3」により、資産要件を満たす | <input type="checkbox"/> |

# 住居確保給付金 チェックリスト2(収入要件)

## 1. 収入要件

申請時における世帯の収入合計額(A)から家賃額(B)を差し引いた額が右の表1に示された金額未満の世帯。

**世帯収入合計額(A) - 家賃額(B) < 表1の金額**

※世帯の収入合計額(A)は、下の「2. 世帯の収入合計額算出表」を使って算出した額です。

※家賃額(B)は、実際に支払っている賃料(管理費、共益費等を除く)と下の表2の上限額を比較した結果、**より低額な方の金額**です。

表1 いずれかで要件を満たします↓

単身世帯	84,000円未満	<input type="checkbox"/>
2人世帯	130,000円未満	<input type="checkbox"/>
3人世帯	172,000円未満	<input type="checkbox"/>
4人世帯	214,000円未満	<input type="checkbox"/>
5人世帯	255,000円未満	<input type="checkbox"/>
6人世帯	297,000円未満	<input type="checkbox"/>
7人世帯	334,000円未満	<input type="checkbox"/>

表2

世帯人員	1人世帯	2人世帯	3~5人世帯	6人世帯	7人世帯
上限額	53,700円	64,000円	69,800円	75,000円	83,800円

## 2. 世帯の収入合計額算出表

申請時における世帯の収入合計額(A)は、下の表を使って算出してください。

金額記入にあたっては、別添の「世帯収入を計算するにあたっての注意事項」をご参照ください。

収入の種類	金額	「収入要件を満たすことを示す書類」として提出するもの
申請者の給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
配偶者の給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
子などの給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
子などの給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
事業収入(売上等収入-経費)	円	売上等の収入と経費の両方が記載されている帳簿(※1)
定期的な仕送り	円	仕送りが振込まれている口座の通帳(振込2回分)
年金(税・保険料控除前)	円	年金支払額決定通知書、年金額変更通知書など
失業給付	円	雇用保険受給資格者証など
育児休業給付	円	給付が振込まれている口座の通帳(直近)
その他の手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
児童手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
児童育成手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
児童扶養手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
特別児童扶養手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
心身障害者福祉手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
重度心身障害者手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
障害児福祉手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
特別障害者手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
<b>世帯の収入合計額(A)</b>	円	

## 世帯収入を計算するにあたっての注意事項

- |   |
|---|
| <p>○ 同居している家族、親族等、全員分の収入を合算します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 合算すべき収入は次のとおりです。<ul style="list-style-type: none"><li>□ 給与収入＝正社員、契約社員、アルバイト等を問わず、会社、店舗等から雇われ、その賃金として得ている収入。</li><li>□ 事業収入＝自身で事業を起こし、その事業で得た収入。売上等から経費を引いた額。</li><li>□ 定期的な仕送り＝家族、親族等から定期的に援助してもらっている額</li><li>□ 年金＝老齢年金 及び 障害年金。基礎年金、厚生年金、企業年金等すべてを合算する。</li><li>□ 手当等＝失業給付（失業手当）、育児休業給付のほか、児童手当、障害手当等定期的に支給されている手当</li></ul></li><li>● 合算しなくてよいものは次のとおりです。<ul style="list-style-type: none"><li>□ 給与収入のうち、未成年の学生がアルバイトによって得た収入（未成年でも就学していない子、及び、学生であっても20歳以上の子の収入は合算の対象）</li><li>□ 新型コロナウイルス感染症の影響への対策として、一時的に支給を受けた「特別定額給付金」等</li><li>□ 新型コロナウイルス感染症の影響への対策として、東京都社会福祉協議会から貸付を受けた、緊急小口資金（特例貸付）及び総合支援資金（特例貸付）</li><li>□ 就学援助金</li><li>□ 一時的な所得<br/>例：フリーマーケットアプリ等による単発の売上。ただし、売買を生業にしている場合、定期的に収入を得ている場合を除く</li></ul></li></ul> |
| <p>○ 給与収入は総支給額（額面）を合算します。ただし、交通費支給を差し引くことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「総支給額（額面）」とは、税金、年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料などを差し引き（控除）する前の支給額です。</li></ul>  |
| <p>○ 年金は、税金、各種保険料を差し引き（控除）する前の総支給額を合算します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 基礎年金、厚生年金は2カ月に1回の支給のため、総支給額を2で割り、1か月あたりの支給額を求め、合算します。</li><li>● 企業年金、年金基金など、年1回支給されるものは、総支給額を12で割り、1か月あたりの支給額を求め、合算します。</li></ul>   |
| <p>○ 各種手当など、数カ月に1回支給されるものは、それぞれ1か月あたりの支給額を求め、合算します。</p> <p>例 心身障害者福祉手当が年3回、4万円ずつ振り込まれている場合</p> <p>→ 年3回ということは4カ月に1回、4万円ずつ振り込まれているため、1か月あたりの支給金額は、<math>40,000 \text{円} \div 4 \text{カ月} = 10,000 \text{円}</math>となる。</p>  |

## 住居確保給付金 チェックリスト3(資産要件)

- ◆ 申請日における世帯の金融資産の合計額が、**下表のいずれかに該当する**世帯が資産要件を満たします。

世帯人員	世帯の金融資産の合計額	該当 <input checked="" type="checkbox"/>
単身世帯	504,000 円以下	<input type="checkbox"/>
2人世帯	780,000 円以下	<input type="checkbox"/>
3人以上の世帯	1,000,000 円以下	<input type="checkbox"/>

- 世帯の資産を計算するにあたっては、下の注意事項をご確認のうえ計算してください。

### 世帯の資産を計算するにあたっての注意事項

- 資産は、世帯全員分の金融機関の預貯金合計と現金で計算します。

- 合算すべき資産は次のとおりです。

- 未成年の子ども名義の預貯金も含め、すべての世帯員の預貯金額を合算します。
- 普通預金、定期預金、定額預金等、すべての預貯金の最新の残高を合算します。
- 手元に保管している現金（日々の生活費のほかに保管している現金がある場合）

- 「資産要件を満たすことを示す書類」として、次の書類をご提出いただきます。

- すべての世帯員が所有する、すべての金融機関口座の預貯金通帳の、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー
- すべての世帯員が所有する、すべての金融機関口座の預貯金通帳の、普通預金、定期預金、定額預金等すべての口座種別の最新の残高がわかるページのコピー
- 残高がゼロである口座は、ゼロであることがわかるページのコピー  
総合通帳の場合、定期預金、定額預金等に預貯金がないことがわかるように、使用していない最初のページのコピーもご提出ください。

- 合算しなくてよいものは次のとおりです。

- 債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等
- 事業に充てるために準備した資金  
事業用の預金口座に預けるなど、事業用と明確にわかるようにしてください。
- 金額と支払期限が明確になっている、子どもの学費のために借りた奨学金、国の教育ローンなど  
金額と支払期限がわかる書類のコピーを添付してください。

- 注意すべき点は、次のとおりです。

- 負債がある場合、金融資産と相殺しません。
- 申請の直前に預貯金口座から現金を引き出したことにより、資産要件を満たす額となった場合、本審査の段階において、引き出した現金の用途を問われ、審査に影響する場合があります。